



平成30年度青森県特定不妊治療費助成事業のお知らせ



(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/funinchiryo.html>)

青森県では、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微受精）の経済的負担を軽減するため、治療に要した費用の一部を助成する「青森県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

●助成対象となる治療

指定医療機関で受診した保険適用外の特定不妊治療（体外受精・顕微受精・凍結胚移植）とします。医師の判断に基づき、卵胞が発育しない等により卵子採取前に治療を中止した場合は、助成の対象となりません。

<対象外となる費用>入院室料、食事代、文書料等直接治療に関係しないもの

●助成対象となる方

次の①～⑤全てに該当する方が対象となります。

- ① 法律上の婚姻関係にある夫婦で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された方。※治療開始時に夫婦である必要があります。
- ② 夫婦ともに、または夫婦のいずれか一方が青森県内（青森市および八戸市を除く）に住所がある方
- ③ 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請にあっては前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。（所得の合計及び計算方法は児童手当法施行令を準用します。）
- ④ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに指定医療機関で治療を終了した方。（ただし、平成30年3月1日から3月31日までに指定医療機関で治療終了した方で、平成29年度中に申請を行わなかった場合は、平成30年6月末日までの申請が対象となります。）
- ⑤ 治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満であること。

●県内の指定医療機関

医療機関名	所在地	対象となる治療内容		TEL
		体外受精	顕微受精	
エフ.クリニック	青森市	○	○	017-729-4103
レディスクリニック・セントセシリア	青森市	○	○	017-738-0321
弘前大学医学部附属病院	弘前市	○	○	0172-39-5283
婦人科さかもともみクリニック	弘前市	○	○	0172-29-5080
八戸クリニック	八戸市	○	○	0178-22-7725
むつ総合病院	むつ市	○		0175-22-2111

※青森県外の医療機関については、所在する都道府県、政令指定都市及び中核市で指定されていれば、助成の対象となります。

●助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用と、治療内容に応じた助成上限額（下表）とを比較して少ない方の額
ただし、初回の申請の場合は300,000円を上限とします（治療区分C、Fを除く）。

区分	治療内容等	治療1回あたりの助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	150,000円
B	凍結胚移植を実施	150,000円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	75,000円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	150,000円
E	受精できず、または、異常受精等により中止	150,000円
F	採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円

※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は150,000円まで助成します。

●助成の回数及び期間

別紙でご案内いたします

●申請手続の流れ

- ① 指定医療機関での特定不妊治療終了後、医療費を払い、住所地を管轄する保健所に申請書類を提出
- ② こどもみらい課において審査の上、助成の可否及び助成の額を決定し、申請者に通知
- ③ 申請者がこどもみらい課に対し請求書を提出
- ④ 申請者の指定する個人口座に助成金を振り込み

●申請の時期

申請期間：治療終了日の属する年度内（平成31年3月31日まで）

※申請は、治療終了後速やかに行って下さい。限られた予算の範囲内で助成を行っているため、年度末に予算が不足した場合、助成できないこともあります。

※平成30年3月1日から3月31日までの間に治療が終了した場合は、平成30年6月末日まで申請が可能です。

●申請に必要な書類

- ① 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付申請書（申請者が記入）
- ② 青森県特定不妊治療費助成事業の申請に係る照会等に関する同意書（申請者が記入）
- ③ 青森県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（指定医療機関の医師が記入）
- ④ 指定医療機関が発行する領収書
- ⑤ 夫及び妻の住所を確認できる書類・・・住民票（続柄、筆頭者の記載があり、市町村発行日から3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを確認できる書類・・・戸籍謄本（市町村発行日から3ヶ月以内のもの。青森県において2回目以降の申請で、住民票記載の続柄及び筆頭者から婚姻関係が明らかな場合は省略可）
※同一年度内2回目以降の申請で、前回申請時から内容に変更がなく、かつ発行日から3ヶ月を経過していない場合は⑤及び⑥は省略可。
- ⑦ 夫及び妻のそれぞれの所得額を確認できる書類・・・所得課税証明書（市町村発行）
※詳しい課税関係（控除額等）の記載されているもの。所得額又は市町村民税額のみが記載されている課税証明書・所得証明書・納税証明書は不可。
- ⑧ 希望するお振込先口座の通帳の写し（口座名義人カナ氏名・支店名・口座番号の確認）
※ゆうちょ銀行口座もご利用いただけます。
※初めての申請または前回申請時と異なる口座を希望される場合に必要です。

●問い合わせ先

	電話番号	所管する市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
上十三保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1388	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
青森県こどもみらい課	017-734-9303	

青森市、八戸市に住民票のある方は、それぞれ下記にお問い合わせください。

青森市保健所 健康づくり推進課健康支援室 017-743-6111

八戸市保健所 健康づくり推進課 0178-43-9061

●不妊専門相談センター（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/funincenter.html>）

青森県では、弘前大学医学部附属病院に委託して、不妊及び不育症に関する専門的な相談（面談・メール）を無料で実施しています。相談には面接相談とメール相談があります。面接相談は、事前に最寄りの保健所で予約が必要です。メール相談は上記ホームページをご覧の上お申し込みください。